

喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、本市の教育環境の整備を目的として、喜多方市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正な学校規模及び適正な配置に関し、必要な事項を調査審議するため、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 小中学校の児童又は生徒の保護者を代表する者
 - (3) 小中学校の校長を代表する者
 - (4) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第1項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部において首里する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年喜多方市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員会委員の項の次に次のように加える。

喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会	日額 6,000 円
----------------------	------------